

・ 民生委員児童委員欠員によるふるさと協議会事業への影響について

現在増尾地区の民生委員児童委員協議会の定数は27名ですが6名の欠員状態です、昨年までは3名（うち1名は主任児童委員）の欠員でしたが隣接する委員がカバーをしていましたので何とか続けられていました。今回の一斉改選では退任委員が8名有り、新任の委員が5名（1名は主任児童委員）入りましたがまだ欠員が6名いますのでこれでは活動が難しくなります。

影響する事業としては、9月に予定しています敬老のつどい、85歳以上の在宅独居高齢者支援、地域ふれあいの集い、その他関わりのある各種のサロン活動等です。この中で、在宅独居高齢者支援については5月6月に行われます民生委員の声かけ訪問での状況把握により人数が決まり、それに基づいて地区社協部で用意した記念品等を民生委員の方々に訪問をしてお届けをしてもらっていますので欠員の地域ではそれが出来なくなります。

地区社協部としては継続して行きたい事業ですので不公平の無い方法を模索しております。

1つの提案としては、個人情報の問題がありますので欠員のある町・自治会に於きましては独自に人数を把握してもらい、配付もして頂く、記念品等については今まで通り地区社協部にて御用意いたします。

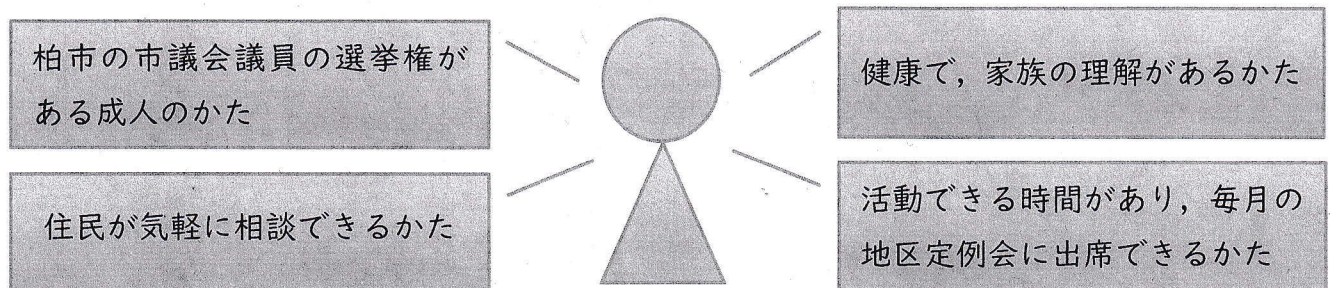
現在欠員の町・自治会は、新柏二丁目第一自治会と第二自治会で1名、新柏三丁目自治会で1名、松野台自治会で1名、増尾東映自治会と増尾東映第二自治会で1名、白鷺町会とあざみ町会で1名、南ヶ丘自治会で1名の計6名です、

民生委員児童委員は今後3年間の任期期間中いつでも推選できますので欠員地区の町・自治会から推薦していただくのが一番の解決方法になります。

民生委員・児童委員選任基準（概要）

1 民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の適格要件

- (1) 社会奉仕の精神に富み、生活経験が豊かで、常識や情理をわきまえたかた。
- (2) 柏市の市議会議員の選挙権をもち、その地域に原則2年以上生活し、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談に行けるかた。
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、その知識と技術をもち、実行力のあるかた。
- (4) 児童及び母子・父子の福祉に関心があり、児童の心理を理解し、児童から親しみをもたれ、的確な指導ができるかた。
- (5) 健康にすぐれ、家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員の活動に時間をさくことができ、各地区の定例会に出席できるかた。
- (6) 公正で中立な判断、行動のできるかた。



2 年齢要件

委嘱日（一斉改選：令和7年12月1日）現在で次の年齢に該当するかた。

民生委員児童委員

新任の場合 **75歳未満**

元職・再任の場合 **78歳未満**

主任児童委員

新任・元職の場合 **62歳未満**

再任の場合 **65歳未満**

問い合わせ

柏市 福祉部 福祉政策課

電話 (04) 7167-1131

メール fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp